

報告 13

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告します。

令和6年9月3日

長与町長 吉田 慎一

1. 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	(13.68)	(20.00)
連結実質赤字比率	—	(18.68)	(30.00)
実質公債費比率	7.1	(25.0)	(35.0)
将来負担比率	—	(350.0)	

2. 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

特別会計の名称	令和5年度
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
長崎都市計画事業 長与町土地区画 整理事業特別会計	—

6 長与監第 4 1 号
令和 6 年 8 月 2 6 日

長与町長 吉 田 慎 一 様

長与町監査委員 岩 本
長与町監査委員 松 林



令和 5 年度財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査いたしましたので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

令和5年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和6年7月12日から令和6年7月19日まで

3. 審査の方法

審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、実質公債費比率が7.1%で早期健全化基準を下回り、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っていることにより、その他の判断比率は実質収支の黒字により計数が算出されず、前年同様の良好な状態で推移している。

また、算定の基礎となる事項を記載した書類についても審査した結果、いずれも適正であると認められる。

なお、令和4年度の長崎縣市町平均は単純平均で実質公債費比率が5.8%、将来負担比率は39.2%である。今後も健全財政の堅持を期待する。

記

第3条第1項

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.68 (%)	20.00 (%)
連結実質赤字比率	—	—	18.68 (%)	30.00 (%)
実質公債費比率	7.1 (%)	6.7 (%)	25.0 (%)	35.0 (%)
将来負担比率	—	—	350.0 (%)	—

第22条第1項

資金不足比率	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0 (%)
下水道事業会計	—	—	20.0 (%)
長崎都市計画事業長与町 土地区画整理事業特別会計	—	—	20.0 (%)